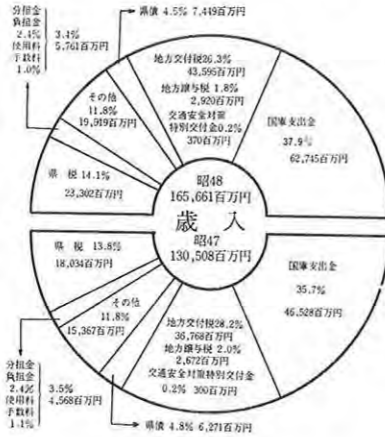


表4 昭和48年度一般会計歳入予算

(単位:千円)

款	48年度		47年度		増減額	増減率	増加寄与率
	本年度予算額	構成費%	前年度予算額	構成費%			
1 県税	23,301,685	14.1	18,034,132	13.8	267,553	29.2	15.0
2 地方譲与税	2,920,000	1.8	2,672,000	2.0	248,000	9.3	0.7
3 地方交付税	43,595,438	26.3	36,767,898	18.2	6,827,540	18.6	19.4
4 交通安全対策特別交付金	370,000	0.2	300,000	0.2	70,000	23.3	0.2
5 分担金及び負担金	4,029,831	2.4	3,077,516	2.4	952,315	30.9	2.7
6 使用料及び手数料	1,731,323	1.0	1,490,815	1.1	240,508	16.1	0.7
7 国庫支出金	62,744,631	37.9	46,527,472	35.7	16,217,159	34.9	46.1
8 財産収入	1,336,818	0.8	1,160,843	0.9	175,975	15.2	0.5
9 寄附金	30,098	0.0	39,100	0.0△	9,002△	23.0	0.0
10 繰入金	3,406,017	2.1	2,110,600	1.6	1,295,397	61.4	3.7
11 繰越金	500,000	0.3	500,000	0.4	-	-	-
12 諸収入	14,246,401	8.6	11,556,586	8.9	2,689,815	23.3	7.7
13 県債	7,449,000	4.5	6,271,000	4.8	1,178,000	18.8	3.3
歳入合計	165,661,242	100.0	130,507,982	100.0	35,153,260	26.9	100.0
自主財源	48,582,173	(29.3)	37,969,612	(29.1)			
依存	117,079,069	(70.7)	92,538,370	(70.9)			

表5 昭和48年度一般会計歳入予算項目別構成比



国庫支出金は、国と地方公共団体相互に利害を有する事務のうちその円滑な運営を期するため国が経費を負担する経費、国の総合的な計画に従って実施しなければならぬ土木事業等に要する経費、あらかじめ財源配分で考慮できない

●国庫支出金

国庫支出金は、国と地方公共団体相互に利害を有する事務のうちその円滑な運営を期するため国が経費を負担する経費、国の総合的な計画に従って実施しなければならぬ土木事業等に要する経費、あらかじめ財源配分で考慮できない

●使用料および手数料

使用料および手数料は、特定の人のために何らかの便益を与える事務を行なうにあたり、その事務に要する経費の全部または一部を受益的に特定の人から徴収するものです。

●分担金および負担金

分担金および負担金は、特定の事業に要する経費にあつては、当該事業によって利益を受ける者又は市町村から法律又は条例の規定に基づきその受益を限度として徴収する賦課金です。

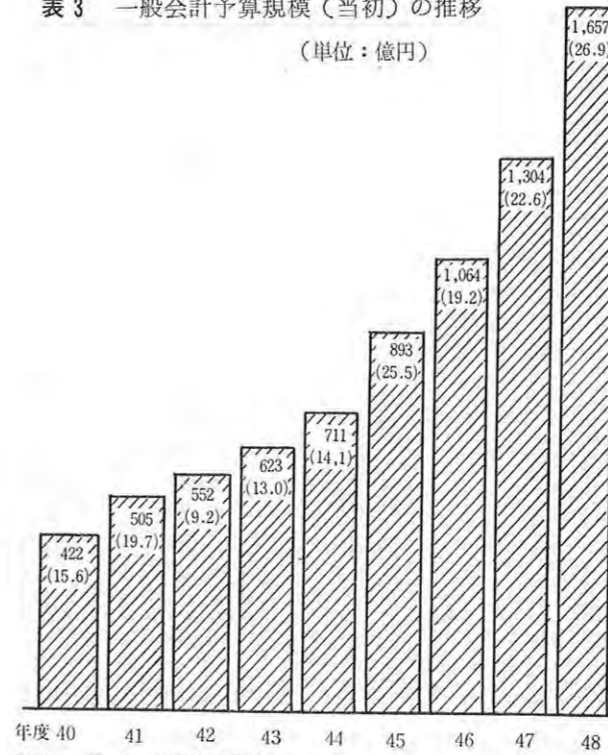
全施設整備事業財源の六八・四%を占めています。

●分担金および負担金

分担金および負担金は、特定の事業に要する経費にあつては、当該事業によって利益を受ける者又は市町村から法律又は条例の規定に基づきその受益を限度として徴収する賦課金です。

表3 一般会計予算規模(当初)の推移

(単位:億円)



註1. () は対前年度伸率
2. 42年度は当初予算が骨格予算のため、6月又は5月推計とした。

表2 一般会計予算規模累年比較

(単位:百万円)

年度	熊本県		国	地方財政計画伸率
	予算額	伸び率		
40	42,193	15.6	12.4	15.1
41	50,524	19.7	17.9	14.5
42	55,163	9.2	14.8	15.4
43	62,342	13.0	17.5	17.5
44	71,126	14.1	15.8	18.5
45	89,258	25.5	18.0	18.9
46	106,424	19.2	18.4	19.6
47	130,508	22.6	21.8	20.9
48	165,661	26.9	19.7	23.8

※国及び県は当初予算、ただし42、46年度の県は6月、5月現計

市に、その区域に所在する一般国道および都道府県道の延長および面積の按分で譲与されます。

また、石油ガス譲与税は、国税として徴収される石油ガス税の二分の一の額で、譲与を受ける団体は地方道路譲与税と同様、県および指定市で、一般国道および都道府県道の延長および面積の按分で譲与されます。

この地方道路譲与税も石油ガス譲与税も目的財源として譲与されるものであり用途は道路に関する費用に充てられることとされています。

この二つの地方譲与税は、四十八年度予算額で二十九億二千九百万円にのぼり、道路関係財源の一・五・二%を占めています。

●地方交付税

国全体の粗税総額を国税と地方税に分けてみますと、国税が約三分の二、地方税が約三分の一となります。しかし、地方公共団体が担任している事務は三分の一よりはるかに多く、現在の地方税は地方公共団体が行政事務に要する財源としては絶対的に不足します。そこで国税の一部を地方公共団体に交付し、不足財源を補充するのが地方交付税です。

地方交付税は、国税である所得税、法人税および酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二の額と定められています。地方交付税は先に述べました地方譲与税または後で述べます国庫支出金と異なり、そ

の用途は全く地方公共団体の意思にまかされています。地方交付税として交付される額は、各地方公共団体ごとに、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理する経費(基準財政需要額)と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入額(基準財政収入額)を算定し、収入が経費に不足する額で、先に述べました国税の三・三%の範囲内で調整し交付されます。収入が経費を越える団体については交付されません。

四十八年度の本県の地方交付税の予算額は四百三十五億九千五百四十三万八千円で、県税の約二倍となっており、歳入総額に占める割合は二六・三%となっています。(表四参照)。

●交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方公共団体が必要な道路交通安全施設を早急に設置することができるよう国が道路交通法に基づいて徴収する反則金を交付するもので、交付を受けるのは都道府県および市町村です。

この交付金は、各地方公共団体の区域内における交通事故件数および人口の集中度によって按分交付され、地方公共団体が国の補助を受けず単独事業として実施する道路交通安全施設の設置に要する経費にあつては、こととされています。

四十八年度の交通安全対策特別交付金の予算額は三億七千万円で、単独交通安